

～津島市空き家利活用事業費補助金について～

市では、地域の特性を活かしたまちづくりを実践するため、地域活性化を目的とする空き家の利活用について改修費用の一部を補助します。

○対象となる建築物

津島市まちなか歴史・文化地区（裏面参照）にある空き家

○対象となる改修の例（詳しくは都市計画課までお尋ねください）

- ・台所、浴室、洗面所又は便所の改修
- ・給排水、電気又はガス設備の改修
- ・間仕切り壁の設置、天井・床の仕上げ等の内装の改修など

○補助対象となる用途及び補助金の額

補助対象費用	補助率	補助限度額
公益性の向上に資する用途 （高齢者の居場所、町内会の活動拠点、多世代交流の場、観光客との交流の場等）	補助対象費用の 2分の1	30万円
集客力の向上に資する用途 （小売業、飲食業等の店舗（フランチャイズチェーン等を除く））		

○補助金を受けるには

「津島市空き家利活用事業応募用紙」（お問い合わせは下記まで）に必要書類を添えて、津島市都市計画課まで提出してください。（工事内容の審査を行ったうえで補助の可否を回答します。）

空き家の所有者の方、空き家を利活用されたい方、どちらからのご相談も受け付けています。



津島市公式キャラクター
「つし丸」

○お問い合わせ先

津島市立込町2丁目21番地

津島市役所建設産業部都市計画課建築G

TEL 0567-24-1111（内線2415） / FAX 0567-24-9010

※ホームページ(<https://www.city.tsushima.lg.jp/>)でも情報を公開しています。

〇対象となる区域

歴史・文化地区 区域図

